

# 火災警報器設置事業（無料）のお知らせ



この事業は、身体機能が低下している75歳以上のひとり暮らしの高齢者や障害者及び要介護者のいる個人住宅に火災警報器の設置を支援することにより、

火災による逃げ遅れを防止することを目的とするものです。

火災警報器の設置の対象者や申請手続きは次のとおりです。お早めに申請してください。

## 1 設置対象者

設置の対象となる世帯は、平成21年12月1日に五霞町に住所を有し、現に個人住宅に居住する次のいずれかの世帯です。

- ① 75歳以上のひとり暮らし世帯
  - ② 75歳以上の高齢者だけの世帯
  - ③ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方が属する世帯
  - ④ 療育手帳A・Aの交付を受けている方が属する世帯
  - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が属する世帯
  - ⑥ 介護被保険者証3・4・5の交付を受けている方が属する世帯
- ※①、②に該当する方は、昭和10年3

月31日以前に生まれた方が対象になります。

## 2 設置する火災警報器

設置する火災警報器は、日本消防検定協会の認定に合格した煙感知式（音声機能付き）とし、住宅一戸につき2台を限度として設置します。ただし、身体障害者手帳1・2級で聴覚障害者のいる世帯については、音声式に替えて光機能付きの火災警報器を設置します。

## 3 申請方法

設置を希望する方は、郵送された五霞町高齢者等個人住宅用火災警報器設置申請書に必要事項を記入し、平成22年3月31日までに、次のところに申請書を提出していただくか郵送してください。なお、担当地区の民生委員に依頼していただいても結構です。

- 提出先 健康福祉課  
（高齢者支援G・社会福祉G）

## 4 設置費用・設置日程

設置費用は、所得に関係なく無料です。申請の早い方から日程を調整し、町から委託された業者が順次設置してまいります。

- お問い合わせ・郵送先

〒306・0392  
五霞町小福田1162・1  
健康福祉課 高齢者支援G

# 12月4日から10日までは 人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

一人一人はみな違います。人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもありません。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

## 第61回人権週間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

○アイヌの人々に対する理解を深めよう

○HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

○性的指向を理由とする差別をなくそう

○性同一性障害を理由とする差別をなくそう

○人身取引をなくそう

人権擁護委員が法務局に常駐してみなさまのご相談にお答えします。

水戸地方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、当支局に常駐し、地域住民の人権が侵害されないよう注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のため速やかに適切な対応を採っています。

なお、この常駐制度をご利用いただくに当たっては、次のとおり無料で人権相談（電話による相談可）に応じます。

また、このほか祝祭日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分までは当支局職員による相談等も行っています。

○常駐時間 毎週月曜日（祝祭日等の休日を除く）

午前10時から午後3時まで

○常駐場所 下妻市下妻乙124番地2

水戸地方法務局下妻支局別館  
☎0296(4)3935

○常駐委員 下妻人権擁護委員協議会所属の人権擁護委員

水戸地方法務局下妻支局  
下妻人権擁護委員協議会